

ほくりく みち報【第106号】

～2015年 7月28日刊行～

かわら版【ほくりく みち報】では、北陸地方整備局道路部が行う様々な活動、情報や話題等を提供致します！！

道路を守るため『違法な特殊車両の合同取締り』を実施しました

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。

大型トレーラーなど車両の構造が特殊である車両や、輸送する貨物が特殊な車両で、道路法で定められた大きさや重さを超える車両を「特殊車両」といい、道路を走るためには、道路管理者の許可が必要です。

規定を超える重量で道路を走行する違法な車両は、舗装や橋梁の損傷を進めるなど、道路の寿命を縮める大きな原因となります。また、死亡事故など重大事故につながりやすくなります。

北陸地方整備局では、警察署や高速道路株式会社と合同で、道路構造物を保全し、重大事故を防ぐため、違法な特殊車両の取締りを行っています。

平成27年度最初の取締りを行いましたので結果を報告いたします。

実施内容：■道路管理者による特殊車両を対象とした道路法による取締り
■警察署による過積載を対象とした道路交通法による取締り

表1. 道路法に基づく車両の制限

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量 20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)
	軸量 10.0トン
	隣接軸量 隣り合う車両の軸距が1.8メートル未満 18.0トン※ 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重 5.0トン
最少回転半径	12.0メートル

これらの制限値を1つでも超える車両は「通行許可」が必要です。



現地取締り状況

※隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸量がいずれも9.5トン以下のときは19トン

表2. 取締り結果

事務所名	羽越河川国道事務所	新潟国道事務所	長岡国道事務所	高田河川国道事務所	富山河川国道事務所	金沢河川国道事務所
実施日	6月26日	6月23日	6月25日	6月3日	6月29日	6月10日
取締り実施台数	4台	12台	5台	6台	6台	7台
道路法違反台数	0台	4台	1台	4台	2台	4台
道路交通法違反台数	1台	0台	1台	0台	0台	0台

<編集・発行・問合せ先>

国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路管理課

TEL: 025-280-8880

FAX: 025-280-8946

〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館

ほくりく みち報 URL: <http://www.hrr.mlit.go.jp/road/mitihou/dourobu.html>